## 事業者排出量削減報告書

(宛 先) 京都府知事	令和5年 7月21日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
大阪市天王寺区上本町6-1-55	近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 原 恭 電話 06-6775-3357

主たる業種	鉄道業				細分類番号	4 2	1 1	
			第12条第	1項第1号				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 図 第12条第1項第2号又は第3号							
	□ 第12条第1項第4号							
計 画 期 間	令和2年4月から令和5年3月まで							
基本方針	平成29年度から令和1年度の平均の排出量を基準に、令和2年度から令和4年度の温室効果ガス排出量を 年平均5%削減する。							
計画を推進するた めの体制	役員をメンバーとする環境対策委員会において、平成29年度から令和1年度の平均の排出量を基準年度排 出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。							
温室効果ガスの排 出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	増源	 咸 率	
	事業活動に伴う排出の量	(29~1) 年度	<u>(2)年度</u> 14,492.5 トン	, , , , , , , , ,	(4)年度 13,975.1 トン	2.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量				13, 949. 7 トン		パーセント	
		瓜林索本王の藤本の						
	実績に対する自己評価	が増加し、温室効果	者エイ設備の等 見ガス排出量は前年	ド度比0.04%の増	の、鉄垣輸送八負の加となった。	が自加に行い、	<b>建</b> 松用电力	
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供する建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	增源	戓 率	
	鉄道業 事業活動に伴う排出の量 (客車走行キロ/10万)	5. 22	5. 14	5. 14	5. 16	-1.41	パーセント	
	事業活動に伴う排出の量						パーセント	
		客車走行キロの減少	>に加え、温室効!	<b>】</b> 果ガスが微増した	ことが影響し、原単	位は前年比0	. 4%の増加	
	実績に対する自己評価	となった。					170 ->	
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備	考	
里点的にき	肥りる取組の夫施扒侃			166.0	050 0 %-			
具体的な取組及び 措置の内容	(2) 年度	省エネ車両や	LED等、省	エネ設備を導	享入する。			
	(3) 年度	省エネ車両やLED等、省エネ設備を導入する。						
	(4) 年度	度 低効率車両の廃車やLED照明等の省エネ設備を導入する。						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容 通勤には自社線または公共交通機関を利用する。							
することを控える せるために実施し た措置	上記の措置を実施した結果に対する 自己評価	自家用車よりもCO2排出量が少ない公共交通機関を利用することでCO2 排出の抑制になっており、適正に実施されている。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度		年度	第3年度	備	考	
		(2)年度		年度	(4)年度			
	森林の保全及び整備によるもの地域産木材の利用によるもの		トントン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力					<del> </del>		
	又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるも の		トン	トン	トン	,		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収 の量の購入によるもの		トン	トン	トン	,		
	合 計	0.0	トン	0.0 トン	0.0 トン	,		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	駅に分別ごみ箱を設置し、廃棄物の肖 イクルしている。	減及びリサイ	クルにつとめ	ている。使月	月済み乗車券等	について	もリサ	
特 記 事 項	第三期間の超過削減量76.2 t のうち、各令和5年6月27日開催の株主総会にて、代	ト年度25.4tを差 入表取締役社長 ね	し引く。 都司 尚 から	,原 恭 〜変	更。			

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
  - 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
  - 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
  - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
  - 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。